

老人ホームへの入所措置等の指針について

(平成18年3月31日付け老発第 0331028 号厚生労働省老健局長通知)

(第8抜粋) ※以下の文中の「法」とは「老人福祉法」のことです。

第8 65歳未満の者に対する措置

1 法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置

法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置において、65歳未満の者であつて特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第1号又は第3号のいずれかの措置の基準に適合する者であつて、60歳以上の者について行うものとする。

ただし、60歳未満の者であつて次のいずれかに該当するときは、老人ホーム入所措置の行うものとする。

- (1) 老衰が著しく、かつ、生活保護法に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所することができないとき。
- (2) 初老期における認知症(介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症をいう。)に該当するとき。
- (3) その配偶者が老人ホームの入所措置の措置を受ける場合であつて、かつ、その者自身が老人ホームへの入所基準のうち、年齢以外の基準に適合するとき。

2 法第11条第1項第2号に規定する措置

法第11条第1項第2号に規定する措置において、65歳未満の者であつて特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第2号の措置の基準に適合する者であつて、介護保険法第7条第3項第2号に該当するものについて行うものとする。